

○筑波大学附属学校入学料の免除及び徴収猶予規程

〔平成17年3月24日〕
附属学校教育局規程第2号

改正 平成19年附属学校教育局規程第3号

平成22年附属学校教育局規程第1号

平成23年附属学校教育局規程第4号

筑波大学附属学校入学料の免除及び徴収猶予規程

(趣旨)

第1条 この附属学校教育局規程は、筑波大学附属学校校則（平成16年法人規則第14号。以下「校則」という。）第11条及び筑波大学附属学校専攻科規程（平成17年附属学校教育局規程第1号。以下「専攻科規程」という。）第13条に規定する入学料（附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の幼稚部（以下「幼稚部」という。）にあっては、入園料。以下同じ。）の免除並びに校則第12条及び専攻科規程第14条に規定する入学料の徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(校則第11条第2号等の附属学校教育局規程で定めるとき)

第2条 校則第11条第2号及び専攻科規程第13条第2号の附属学校教育局規程で定めるときは、次のとおりとする。

- (1) 入学（幼稚部にあっては、入園。以下同じ）前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が真にやむを得ない事由により失職し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしているとき。ただし、学資負担者の失職の事由が長期療養のためであるときは、その時期が入学前1年以内であることを要しない。
- (2) その他特別な事情があり、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしているとき。

2 校則第12条第3号及び専攻科規程第14条第3号の附属学校教育局規程で定めるときは、学資負担者の失職等やむを得ない事情があり、納付期限までに納付が困難であると認められるときとする。

(申請)

第3条 入学料の免除又は徴収猶予の申請は、入学手続期間内に行うものとする。ただし、免除の申請において附属学校教育局教育長が特に必要と認める場合は、入学手続完了後であってもこれを行うことができるものとする。

2 免除の申請をした者であって、免除が不許可となり、又は半額免除が許可となったものに係る徴収猶予の申請は、不許可又は許可を告知した日から起算して14日以内において附属学校教育局教育長が指定する期間に行うものとする。

3 第1項本文の申請は、次に掲げる書類を、入学する附属学校の校長を経て附属学校教育局教育長に提出するものとする。

- (1) 入学料免除等申請書
 - (2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる入学する者又は学資負担者の居住地の市区町村長の証明書(校則第12条第1号又は専攻科規程第14条第1号の規定による場合に限る。)
 - (3) 災害による納付困難な事情を認定するに足りる入学する者又は学資負担者の居住地の市区町村長等の証明書(校則第11条第1号若しくは第12条第2号又は専攻科規程第13条第1号若しくは第14条第2号の規定による場合に限る。)
 - (4) その他附属学校教育局教育長が必要と認めるもの
- 4 第2項による入学料の徴収猶予の申請は、入学料徴収猶予申請書を、入学した附属学校の校長を経て、附属学校教育局教育長に提出するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第11条に規定する場合は、申請を必要としない。

(許可)

第4条 入学料の免除又は徴収猶予の許可は、附属学校教育審議会の議に基づき、附属学校教育局教育長が行う。

(許可の取消し)

第5条 入学料の免除が許可された者について、申請に関して虚偽の事実が判明したときは、附属学校教育局教育長は、附属学校教育審議会の議を経て、許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により入学料の免除の許可が取り消された者は、納付すべき入学料を、取消しを告知した日から起算して14日以内において附属学校教育局教育長が指定する期間に納付しなければならない。

第6条 入学料の徴収猶予が許可された者が、次のいずれかに該当する場合は、附属学校教育局教育長は、附属学校教育審議会の議を経て、許可を取り消すことができる。

- (1) 申請に関して虚偽の事実が判明したとき。
 - (2) 許可された期間内に懲戒を受けたとき。
- 2 前項の規定により入学料の徴収猶予の許可が取り消された者は、未納の入学料の全額を、取消しを告知した日から起算して14日以内において附属学校教育局教育長が指定する期間に納付しなければならない。

(免除実施可能額)

第7条 入学料の免除の実施可能額は、学長が別に定める額とする。

(免除の額)

第8条 校則第11条又は専攻科規程第13条の規定による免除の額は、原則として、校則別表又は専攻科規程別表に規定する入学料の額の全額又は半額とする。

(徴収の猶予)

第9条 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

第10条 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可とされた者又は半額免除が許可された者に係る入学料は、不許可又は許可を告知した日から起算して14日以内において附属学校教育局教育長が指定する期間は、その徴収を猶予する。

2 徴収猶予が許可された者に係る入学料は、入学した年度の2月末日まで、その徴収を猶予する。

3 第5条第1項又は第6条第1項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可が取り消された者に係る入学料は、取り消しを告知した日から起算して14日以内において附属学校教育局教育長が指定する期間は、その徴収を猶予する。

4 前3項に規定する徴収猶予の期間が終了しても入学料を納付しなかった者については、校長が、除籍する。

(死亡等による免除)

第11条 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者が、第9条に規定する徴収を猶予している期間内に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第1項に規定する期間内に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 入学料の徴収猶予が許可された者が、前条第2項に規定する期間内に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 前条第4項の規定により、入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可とされた者又は半額免除が許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより除籍されたものについては、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

5 入学料の免除又は徴収猶予の許可が取り消された者が、前条第3項に規定する期間内に死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

6 徴収を猶予した入学料に係る延滞金は、その全額を免除する。

(附属学校教育局細則への委任)

第12条 この附属学校教育局規程に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

附 則

この附属学校教育局規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平19.3.30附属学校教育局規程3号)

この附属学校教育局規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平22.5.27附属学校教育局規程1号)

この附属学校教育局規程は、平成22年5月27日から施行し、改正後の筑波大学附属学校入
学料の免除及び徴収猶予規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23.12.16附属学校教育局規程4号）

この附属学校教育局規程は、平成23年12月16日から施行する。